



2020年3月12日

各 位

会 社 名 住友精密工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高橋 秀彰
(コード：6355 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 奥野 寛昭
(TEL：06-6489-5829)

高圧ガス保安法に基づく経済産業省殿からの行政処分について

2020年2月5日付「高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造における不適切事案に関するお知らせ」のとおり、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器の製造において、溶接工程の一部を外注することにより、特定設備製造業者の登録時の申請内容と異なる方法で製造・検査を行っていたことが判明したことを公表いたしました。これに関連して、本日経済産業省殿より行政処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

お客様をはじめとする関係各位に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今回の処分を真摯に受け止め、是正措置・再発防止に努めてまいります。

記

1. 行政処分の内容（高圧ガス保安法に基づく）

- 1) 法第 56 条の 6 の 18 の規定に基づく登録特定設備製造業者（※1）の登録の取消し
 - 2) 「一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について」Ⅲ10. (1)の規定に基づく認定試験者（※2）の認定の取消し
- （※1）「登録特定設備製造業者」とは、自らが製造する特定設備に対し、法令に定める設計、材料、加工、溶接及び構造に係る検査を、外部検査機関によらず自ら行うことができる者として経済産業大臣の登録を受けた者をいう。
（当社本事案における特定設備：プレートフィン熱交換器）
- （※2）「認定試験者」とは、自らが製造する高圧ガス設備に対し、耐圧試験、気密試験及び強度の確認を、都道府県等によらず自ら行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けた者をいう。
（当社本事案における高圧ガス設備：配管）

2. 今後の対策

監督官庁等のご指導のもと製造工程の管理体制を是正したうえで、当社自らの試験・検査に加えて、外部検査機関による検査を経て当該製品を製造・出荷してまいります。

本検査手順変更により、受注から出荷までの期間に影響が出る可能性はございますが、着実に当該手順変更に対応するとともに、今後二度と同様の行為が繰り返されないよう、社内でのコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ってまいります。

3. 業績の見通し

第4四半期以降の業績への影響は不明です。今後判明次第速やかに開示いたします。

以 上